

令和6年度渋川市展示会等出展支援補助金交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	製品若しくは技術の開発又は製品の製造を行っている中小企業者の新たな販路の開拓を促進するため、展示会等へ出展する費用の一部を補助します。	
内容	補助対象事業	展示会等に出展する事業とします。ただし、国、地方公共団体、公益法人等から補助金等を受けているものは除きます。
	補助対象者	申請時において、次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 日本標準産業分類において製造業に該当する業種の中小企業者であること。 (2) 市内に本社又は事業所の所在があること。 (3) 市内で1年以上の事業実績があること。 (4) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、直接展示会等の主催者へ支払うものに限ります。 (1) 小間料及びブース賃借料 (2) 出展負担金 (3) 展示装飾費
	交付金額	補助対象経費の2分の1の額とし、20万円を限度とします。上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、100万円です。限度に達した時点で受付を終了します。
交付手続等	交付条件	1 補助金を目的外に使用したときは、補助金等の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 2 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。 3 補助対象事業を中止したときは、補助金の全額を返還しなければなりません。
	交付申請の方法、時期等	出展をしようとする展示会等の開催日の前日までに、産業政策課へ書面の提出(持参若しくは郵送)又はメールにて申請してください。ただし、4月1日に開催される展示会等に出展しようとする場合は、展示会等の開催前までに申請してください。渋川市展示会等出展支援補助金交付申請書(様式第1号)に

	<p>必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 展示会等概要説明書(様式第2号)</p> <p>(2) 納税証明書(市税に未納税額のない証明用)</p> <p>(3) 展示会等のパンフレット等で、出展費用の金額の記載があるもの</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>【注1】 交付申請は、同一年度内において1事業者当たり1回限りとします。</p> <p>【注2】 押印は省略することが可能ですが、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から、7日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市展示会等出展支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知します。</p>
実績報告の方法、時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、産業政策課へ書面の提出(持参若しくは郵送)又はメールにて報告してください。</p> <p>渋川市展示会等出展支援補助金事業完了実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 展示会等出展報告書(様式第5号)</p> <p>(2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し(領収書、内訳の分かるもの等)</p> <p>(3) 自社出展ブース、小間等の写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市しづかわ企業進出促進補助金確定通知書(様式第10号)により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市展示会等出展支援補助金交付請求書(様式第7号)を産業政策課に提出してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p>

	<p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>1 渋川市展示会等出展支援補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 展示会等概要説明書（様式第2号）</p> <p>3 渋川市展示会等出展支援補助金交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 渋川市展示会等出展支援補助金事業完了実績報告書（様式第4号）</p> <p>5 展示会等出展報告書（様式第5号）</p> <p>6 渋川市展示会等出展支援補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>7 渋川市展示会等出展支援補助金交付請求書（様式第7号）</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所産業政策課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2596（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4894）</p> <p>メールアドレス sangyouritti@city.shibukawa.gunma.jp</p>